

## 東日本大震災からの復興に向けた決議

東日本大震災の発生から10年半余が経過しました。この間、国内外の皆様には、たくさんの温かい御支援を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

特に、国においては、震災における被害が極めて甚大であったことを考慮の上、被災地に御配慮いただき、東日本大震災復興基本法及び同法に基づく復興の基本方針を定め、復興財源フレームの策定、特例措置の法制化、被災自治体の人的・財政的支援、各分野における様々な施策の実施など、手厚い措置を講じていただいているところです。

これまで、被災地における官民を挙げた懸命な努力と国内外からの様々な御支援、復興の取組を支える国の諸制度や財源措置等により、公共インフラの整備や産業・生業の再生など復興・再生の取組は着実に前進してきました。

一方で、今なお約4万人もの方々が住み慣れたふるさとを離れ、避難生活を続けておられるほか、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、避難地域の復興・再生、ALPS処理水の処分への対応、国内外における根強い風評など、復興が進むにつれて新たな問題も生じており、いまだ多くの困難な課題が継続しています。

また、令和3年2月に発生した福島県沖を震源とする地震、令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風、平成30年の北海道胆振東部地震など、近年多発している大規模災害により、被災地を御支援いただいている地域にも甚大な被害が発生していることに加え、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これらの被災地域や震災の被災地の復旧・復興にも影響を及ぼしています。

令和2年7月17日には、「令和3年度以降の復興の取組について」が復興推進会議で決定され、令和3年度以降の復興期間が「第2期復興・創生期間」と位置付けられました。また、令和3年3月9日には「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災か

らの復興の基本方針」が閣議決定され、政府として東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むことが示されました。

国には、引き続き、被災地の復旧・復興を国政の最優先課題としていただくとともに、復興の進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応するため、現在の特例的な財政支援や各種制度を継続・拡充すること、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること、原子力災害の収束に全責任を持って対処すること、そして、被災地の実情を踏まえた風評・風化対策に取り組むとともに被災地の震災の記憶や教訓を後世に伝え継ぐ取組をいかし、国民一人一人の防災意識の向上に努めること、さらには、防災体制の強化や交通網の整備など、被災地の復旧にとどまることなく、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組むことを強く求めます。

あわせて、震災の被災地が復興を確実に成し遂げるためには、全国の皆様による御支援が不可欠でありますので、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

震災からの復旧・復興を果たし、先人が築いてこられた美しいふるさとを取り戻すことは、我々に課せられた責務であります。引き続き、被災された方々の声に真摯に耳を傾けながら、被災地の復興・再生を加速させていくとともに、先般幕を閉じた東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で得た国内外の皆さんとの絆を生かし、被災地の現状を広く発信していきたいと考えております。

今後の復興のモデルとなるような「新しい北海道・東北」の創造に向け、北海道東北 8 道県一丸となり、全力を尽くしていくことを強く決意し、ここに決議いたします。

令和3年11月16日

北海道東北地方知事会

北海道知事	鈴木	直道
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	佐竹	敬久
山形県知事	吉村	美栄子
福島県知事	内堀	雅雄
新潟県知事	花角	英世